

宮城県監査委員 御中

2007年3月8日

請求人 仙台市民オンブズマン
代表 坂野 智憲
仙台市青葉区中央 4-3-28-3F

宮城県知事措置請求書

第1 請求の趣旨

1. 平成15年度～18年度の4年間に、宮城県議会議員56名は、「宮城県議会議員の海外視察に関する取扱要領」（以下「要領」という）にもとづき、16回にわたる海外視察を行った。総支出額は、60,898,389円である（事実証明書1）。16回の海外視察のそれぞれの旅程は、事実証明書2～17に記載の通りであった。

この海外視察は、議員の任期中に1人120万円、2回以内を限度として認められているものであるが、その実施にあたっては、宮城県政との関連性や必要性が十分に検討され、かつ「最少の経費で最大の効果を挙げる」（地方自治法第2条第14項）ものでなければならない。宮城県民の税金をつかっている視察である以上、それは当然のことである。

しかし、これらの視察には、共通して以下に見るような看過できない問題点が含まれている。

(1) 海外視察にあたって何よりも重要なことは、視察計画が宮城県政との関連でその必要性が十分に検討されたものであるかどうかである。「要領」にもとづき議長に提出される「申出書」には、期間、視察地、構成員、視察目的が記載されているが、視察地や視察目的が、宮城県政上のどのような課題を解決するために選定されたのかが明確にされていない。このような宮城県政との関連性・必要性の明確でない海外視察は本来許されるべきものではない。

「要領」は「全国議長会の企画による視察」を認めており、16回のうち3回はこの企画への参加である。この視察はいわば「お誘い」の企画への参加であり、自前の問題意識を持つての参加ではない。したがって宮城県政の課題の解決に役立つ要素はほとんどなく、全く無意味な視察であり税金の無駄遣いである。

(2) 全ての視察について報告書は一応提出されているが、その内容を見ると、ほとんど意味がないと思われる視察や、視察とは名ばかりで実質は観光と言ってよいものが少なくない（詳しくは後述）。これらに関する経費は、いずれも違法・不当な支出である。また、報告書には視察内容をどう県政に活かすかについての言及はほとんどない。

(3) 公金の流れが極めて不透明で支出の適・不適は事実上ノーチェックの状態とな

っている。旅行業者の見積書をもとに、旅費条例によって算定され、議員個人に支給された旅費が、その後当該議員から旅行業者にどのように支払われたかを確認できる資料（契約書、支出証明書、領収書等）は一切ない。このような形での公金の支出は違法・不当と言わねばならない。

（４）視察に参加する議員が旅行業者を選定しているが、その経過が不透明で、競争性が全く働いていない。競争入札によらない業者選定は違法・不当である。こうした業者選定によって、例えば自民党・県民会議の議員による視察は１６件中５件を数えるが、業者は全て日本通運（株）仙台旅行支店である（ちなみに、自民党・県民会議は政務調査費による「調査」の際も、旅行業者は日本通運（株）仙台支店である）。このような特定の業者との不透明な関係は、直ちに改善されるべきである。

不透明な、競争性の働かない業者選定によって航空運賃のビジネス料金に大きな格差が生じている。ヨーロッパ方面の旅行では、一番高いのは、NO１６のフランスのケースで、９１７，２００円。一番低いのは、NO３の北欧・イギリスのケースで、４７０，０００円。２倍近くの開きがあることになる。前者は仙台の業者、後者は東京の業者だが、東京の業者が安いという傾向は他の例にも当てはまる。例えば、NO１１、１２は何れも東京の業者で、料金はそれぞれ４８０，０００円、５４８，２５０円である。これに対し、仙台の業者は８０万円前後である（NO２、NO６等）。アメリカ方面の旅行にも同様のことが指摘できる。NO４は仙台の業者で、８１４，２００円、NO１０は東京の業者で５１０，０００円。いずれにしても、業者間の適正な競争があれば、相当程度の経費の節約が可能であったことは間違いない。

ビジネス料金については、仙台市議会との格差についても触れておく。仙台市議会の場合、ほとんどが地元の業者で、ヨーロッパ方面は３２万円から５０万円、アメリカ方面は３２万円である。宮城県議会議員が利用したビジネス料金は法外なものであったと言わねばならない（エコノミー料金についても、NO８とNO１４はいずれもヨーロッパ方面への旅行だが、それぞれ５３１，０００円、２９８，０００円と大きな開きがある）。

（５）つまるところ１６件の海外視察は、いずれも１２０万円を限度として任期中１人２回以内の旅行を実施できるという、議員に与えられた特権を行使したに過ぎず、ほとんど意味のないものであったと言うべきである。

（６）つけ加えれば、旅費条例にもとづいて支度料（８６，２４０円）が支給されているが、数十年前ならいざ知らず、いまだ支度料が必要とされるはずもなく、この制度は即刻廃止されるべきである。

２．NO１～NO１６の各視察（事実証明書１）の個別の違法・不当性は下記の通りである。

（１）NO１（事実証明書２）

本視察は、視察目的をアルゼンチン宮城県人会周年事業参加、港湾都市のあり方調査、ブラジル移民周年事業参加、ブラジル宮城県人会周年事業参加、県人会館設立状況調査、さけます漁場調査及び環境保護調査として、平成15年7月21日から同年8月2日までの13日間、高橋長偉議員外7名の議員によって、アルゼンチン共和国、ブラジル共和国及びチリ共和国にて行われたものである。

本視察はブラジル及びアルゼンチン県人会側から「我々議員にも出席要請があり、この機会に」と報告されるとおり、県人会への出席が主目的と思われるところ、そもそも、こうした目的のための海外視察の必要性が問題となる上、「浅野知事・石橋副議長他宮城県からの一行」も参加されている中で、別途、本視察を行う目的・必要が看取しうる報告内容となっているとは言い難く、こうした問題点は、「我々は、今回の視察において、出会った人々から、「勤勉な日本人」「誠実な日本人」という感想を多数聞かされました。様々な分野で今もなお活躍している日本人。同じ民族として、誇りに思い、また深甚なる敬意の念を禁じ得ませんでした。」などという感想文的報告に表れているものといえる。

(2) NO2 (事実証明書3)

15日間の視察旅行で4カ国を訪問しているが、8月30日、31日のアテネ視察、9月3日のフィレンツェ、9月6日ないし8日のミラノについては、報告書がないことから、純然たる観光旅行と考えられる。また、9月2日に予定されていたローマ県庁における地震対策調査、EUにおけるLEADER事業の実態調査については報告書がなく、障害児教育等調査は、前日の昼食会後に行われている。9月2日に関する報告書はなく、同日も観光がなされたと思われる。これらについての経費は、違法、不当な支出そのものである。

秋葉賢也議員の報告書は「走り書きのメモを参考に、当時の記憶を引っ張り出して」まとめられ、「この訪問で得られた成果をストレートに県政に活かすことは極めて難しい」と記載されている(事実証明書18)。他の議員の報告書も、視察内容をどう県政に活かすかは明らかではない。加えて、ローマ県知事の昼食会で飲酒した後の障害児教育調査では、「視察出来ない風体の者」もあったと記載されており、県政に活かされる視察がなされていたか甚だ疑問である(事実証明書19)。

(3) NO3 (事実証明書4)

本視察は、視察目的をフィンランドの国会状況・女性の社会進出・福祉政策、スウェーデンの郵政公社事業・県議会・自然エネルギー、イギリスのオックスフォード市議会状況、地方制度改革と掲げ、平成15年8月27日から同年9月7日までの12日間、全国議長会夏期欧州地方行政視察団(14名。うち宮城県議員は畠山和純、安部孝)によって、フィンランド、スウェーデン、イギリスにて行われたものである。

そもそも県政との関連性は全く不明であるし、報告内容も視察先の聞き取り内容を記載したに過ぎず、県政の効果等は読みとれない。仮に視察先が議会であることなどから

本視察の必要性が肯定されるとすれば、いわば公金による海外視察はフリーパスとなってしまうものの一典型例である。

(4) NO 4 (事実証明書5)

平成16年5月5日から5月15日までアメリカ合衆国及びカナダの海外視察であるが、報告書は、内容のない報告の羅列に過ぎず、県政との関連性、視察をどう県政に活かすかは不明である。また、①5月9日のナイアガラにおける観光誘致政策調査の報告書は、施設の説明のみに終始し(事実証明書20)、②5月10日は、日程表ではカルガリーにおいて国際競技場視察調査目的で冬季五輪競技場を訪問しているが、報告書には選手たちの活躍を思い出したという記載程度しかなく(事実証明書21)、③また、5月11日のバンフ国立公園において環境保護状況調査は、報告書の中に「雪舞い散る中、雪上車にて氷河を見学」との記載があるなど、単なる観光にすぎないものであり(事実証明書22)、これらの経費は違法、不当な支出である。

(5) NO 5 (事実証明書6)

スローフィッシュ実行委員会が企画した旅行への参加である。報告書も同実行委員会が作成したものであり、議員以外の感想文、新聞記事等が大量に含まれ、議員自らがイタリアにおいて何を県政のために学んできたか窺い知ることができない。

また、6月3日から7日までのスローフードイベント開催中の議員の活動が不明である。さらに、レバント及びオリビエートでの視察内容は単なる観光にすぎず、6月9日のローマ市内観光とショッピング(コロッセオ、フォロロマーノ(外観)トレヴィの泉、スペイン階段など観光と日程表に記載)は完全に観光である。これらは県政と全く関連性がなく、これらの経費は違法、不当な支出である。

(6) NO 6 (事実証明書7)

13日間に6カ国への海外視察であるが、7月17日～19日のトリノ、ベニス、フィレンツェでの3日間は観光にすぎず、これらについての経費は違法、不当な支出である。なぜなら、①17日の日程表ではトリノで簡単な市内調査～キリストの聖衣鑑賞～となっており、②トリノでの報告書は存在しない、③ベニス、フィレンツェの報告書は、ベニスの花火の写真、フィレンツェのサンジョバンニ洗礼堂の八角天井の写真が添付され、観光の感想文にすぎない(事実証明書23)からである。

なお、超過部分は自己負担とされているが、その経費の出所(政務調査費かどうかを含めて)を明らかにするべきである。

(7) NO 7 (事実証明書8)

本視察は、視察目的を農業・水産業の状況調査、退職者移住の実態調査、ニューサウスウェルズ州議会訪問等として、平成16年7月24日から同年8月4日までの12日間、千葉正美、中村功、小林正一の各議員によって、オーストラリア、ニュージーランドにて行われたものである。

カンタス航空本社訪問の目的につき「仙台空港アクセス鉄道整備が着手された折から

も改めて豪州定期路線開設へ向けての関係者の考え方を伺うために訪問した。」(議員側)などと述べるものの、カンタス側から「戻り便を考えると旅行業者とも打ち合わせが必要であるし、税金とか利用料への対応も考えて欲しい」、「日本からどんな荷物があるか紹介して欲しい」などと電話・電子メール等の事前問い合わせで容易に知りえ、或いは聞くまでもない回答しか得られていないことをはじめ、総じて事前調査内容の不明性・視察目的の抽象性から、具体的な意義・効果を把握できない報告内容になっているほか、ワイトモルチボタル洞窟に至っては「ここはシーズンになると大勢の人達が押しかけ、駐車場に入るのにしばらくの時間待ちが必要で、更にわずか100メートル程の洞窟見学に数時間を要することになるそうであるが、シーズン・オフのこの時期幸いにも私達は1時間程で見学を終えることができた。」(事実証明書24)などとの感想をはじめ総じて観光旅行との批判を免れない面は否定し難い内容となっている。

(8) NO8 (事実証明書9)

12日間に4カ国を訪問、視察している。約6ヶ月後に、時機を逸した29ページの報告書が提出されているが、視察内容がどのように県政に活かされているかは明らかではない。また、通訳・ガイド費用が旅行代金に含まれておらず、実効性のある視察がなされたのか、通訳等がいたのであればその費用の出所はどこになるのかは明らかではない。さらに、航空運賃は、ビジネスの1名が83万1000円である一方で、エコノミー利用でも一名53万1000円と高額である(事実証明書25)。

なお、「私費参加」で申し出た渡辺忠悦議員、菅間進議員の経費は政務調査費から支出されている。

(9) NO9 (事実証明書10)

7日間で3カ国の視察であるが、報告書を見ても、それぞれの視察が県政とどう関わり、視察内容が県政にどう活かされるのかについてはほとんど触れられておらず、必要な視察旅行であったか、そもそも疑問である。また、旅行命令記載の旅行代金は各議員で異なるものの、旅行業者へは5人分まとめて支払われており、各議員が旅行業者にいつ、いくら支払ったのかは明らかではない。

(10) NO10 (事実証明書11)

全国議長会が企画した北米地方行政視察団への参加である。111ページの報告書が3ヶ月後に提出されているが、旅行代金に含まれる2万円で購入した公式記録であり、参加した2名個人の報告書はない。全国議長会の企画に参加するだけの海外視察は、県政との関連性が不明であり、また、視察内容が今後県政に活かされるとは考えられないものであることから、全くの無駄遣いである。

(11) NO11 (事実証明書12)

今野隆吉議員が全国議長会の企画した欧州3カ国(スウェーデン・イギリス・ハンガリー)12日間の海外視察旅行に参加したものであるが、個人の視察報告書はなく、団体が作成した報告書のみでかつ報告書の費用として6,500円を支出している。実際の

視察は12日間のうち6日間であり、その内実際に意見交換等をしたのは3日間である。他の3日間は単なる視察となっている。事前勉強なしに全国議長会があつらえた企画に参加する海外視察はまったく無意味であり、視察した内容をどのように県政に反映するか個人の報告書がないのは違法、不当といわざるを得ない。

(12) NO12 (事実証明書 13)

佐々木紘、本多祐一郎、岸田清実、熊谷義彦、岩淵義教議員の欧州3カ国(ドイツ・オランダ・スウェーデン)9日間の海外視察旅行であるが、実施日から8ヵ月後に出された報告書は作成した者の署名もなく、視察団としてのA4版5ページ半のおそまつなものであり、資料が添付されているがメモ書き等も一切なく、写真も一枚もない。9日間の内、実際に相手方と面談したと見受けられるのは3日間だけである。これでは、観光旅行といわざるを得ない。視察した内容をどのように県政に反映するか個人の報告書がないのは違法性、不当性を裏づけるものである。

(13) NO13 (事実証明書 14)

小野寺初正、長島秀道、渡辺和喜、庄子賢一議員がベトナム5日間の海外視察旅行である。実施日から4ヵ月後には各人の写真付き報告書が提出されているが、報告書の内容は、旅行記のような感想文であり、資料等は一切添付されていない。渡辺和喜議員の報告書には「視察旅行であれ研修旅行であっても旅は道連れであり、いい人達と一緒になので強行日程であったが、とても楽しかった」「事前の勉強を殆どすることもなく参加したが、実に捻り多い、心に残る数々の研修ができた」(事実証明書26)とあり、多額の費用を使用する割には事前勉強もしないで参加したと告白している。しかも発展途上国であるベトナムの視察が県政にどのように活かされるのだろうか、個人に割り当てられた海外視察旅行費の残額に見合った旅行をしたに過ぎないように思われるので、違法不当といわざるを得ない。

(14) NO14 (事実証明書 15)

スペインのモンドラゴン協同組合(MMC)、広域行政、オランダのワークシェアリングと高齢者福祉、フランスのグリーンツーリズムとごみ・リサイクルが視察目的であったようだが、報告書には視察結果を今後の県政(地方行政)にどう活かすのかについては、ほとんど触れられていない。MMCやワークシェアリングは、本を読めばわかるようなことしか書かれておらず、ほとんど意味のない視察であったと言わねばならない。旅行は実質9日間であったが、この内3月29日、4月1日、2日の3日間は完全な物見遊山(事実証明書27)で、この間の経費は違法・不当支出そのものである。4月2日のパリ市内視察についての報告には、「ルーブル美術館とオルセー美術館の芸術群にただただ感動するのみだった」とのみ記載されている。

(15) NO15 (事実証明書 16)

この視察の簡単な報告書からは、宮城県大連事務所、アイリスオーヤマ、ジェットロ上海センター、上海浦東経済特区、上海久光百貨店を訪れ、担当者からいろいろ説明を受

けたことはわかる。しかし、村井知事の与党会派である自民党・県民会議のメンバーとして、村井知事の海外戦略に対して何を提言するのかについては、全く触れられておらず、この時期に8人（3人は別の費用で参加、政務調査費か？）もがぞろぞろと旅行する必要があったとは到底思われない（翌年4月の改選を前に、予算消化のねらいがあったと見られてもいたしかたないであろう）。加えて、たった片道2時間程度のフライトに241,300円ものビジネス料金を使うのは、無駄遣い以外の何ものでもない。

(16) NO16 (事実証明書17)

報告書では、アンギャンレバンの公設カジノ、在仏日本大使館、フランス農漁業省、農家の4箇所での視察を行ったことになっているが、バイオ燃料の生産現場の視察が取りやめになったのであるから、おそらく視察時間はトータルでせいぜい4時間程度であろう。この視察のために、今回が1回目の視察であった石川議員には120万円が支給されている。旅行業者の見積もりでは、驚くべきことにビジネス航空運賃は917,200円、パリの宿泊料金は1泊42,000円で合計126,000円となっている（事実証明書28）。仁田、千葉、石川の3議員の選挙区は都市部であるから、農業の調査に主たる関心があったとは思われない。とすると、3議員が結果的に調査目的を果たしたのは、アンギャンレバン市の公設カジノ場ということになる。これだけの経費を使ってこの時期にカジノの調査をしなければならない理由を見出すのは困難である（この旅行も予算消化と見られてもいたしかたないであろう）。この視察こそ無駄遣いの典型である。

なお、2回目の視察で満額支給がされなかった仁田、千葉の両議員、及び「自費」で参加したとされる畠山和純、藤倉知格、佐々木征治、中島源陽の4議員はそれぞれの経費の出所（政務調査費かどうかを含めて）を明らかにすべきである。

3. 以上に見たように、16件全ての海外視察に違法・不当な支出があることは明らかである。仮に旅費の支出に違法・不当がないとしても、海外視察の実態が単なる観光旅行に過ぎず、県政の課題の解決に資することがないことが明らかになった場合には、宮城県知事には議員らに対して不当利得金の返還を求める権利がある。事実16件の視察には上記報告書の検討で見たように、観光旅行まがいの事例が数多く存在している。

また、法外なビジネス料金に見られるように、議員らの視察費用は高額に過ぎ、旅費の一部はプールないし他に流用された疑いもある。そうした部分についても不当利得金の返還を求める権利がある。

然るに宮城県知事は、今日に至るまで違法・不当な支出のあった議員らに対する不当利得金についての返還請求権の行使を怠っている。

監査委員におかれては、厳正な監査を実施し、違法・不当支出相当額について、宮城県知事に対し関係議員らからの返還を求めるなどの必要な措置をとるよう勧告することを求める。

以上、地方自治法第242条第1項にもとづき請求する。

第2 事実証明書

1. 宮城県議会海外視察一覧（仙台市民オンブズマン作成）
2. ブエノスアイルス・サンパウロ・サンチャゴ視察旅程表
3. ルーマニア・イタリア・スイス視察旅程表
4. フィンランド・スウェーデン・イギリス視察旅程表
5. ニューヨーク・ワシントン・ナイアガラ等視察旅程表
6. ジェノバのスローフィッシュ国際イベント参加旅程表
7. ヘルシンキ・ローマ・ロンドン等視察旅程表
8. オーストラリア・ニュージーランド視察旅程表
9. ミュンヘン・ストラスブール・レイキャビク等視察旅程表
10. シンガポール・クワラルンプール・上海等視察旅程表
11. ロサンゼルス・サンタモニカ・バンクーバー等視察旅程表
12. スtockホルム・カーライル・ブタペスト等視察旅程表
13. デュッセルドルフ・アムステルダム・ストックホルム視察旅程表
14. ベトナム視察旅程表
15. ビルバオ・アムステルダム・パリ近郊等視察旅程表
16. 大連・上海視察旅程表
17. フランス視察旅程表
18. 秋葉賢也議員の報告書
19. 菊地健次郎議員の報告書
20. 渡辺忠悦議員の報告書
21. 本木忠一議員の報告書
22. 本木忠一議員の報告書
23. ベニス・フィレンツェの報告書
24. 豪州・他海外調査報告8頁
25. 支払証明書
26. 渡辺和喜議員の報告書
27. 菅原実議員・加賀たけし議員の報告書
28. お見積書